６公立東京給第1788号
令和７年２月２８日

各所属所長　殿

公立学校共済組合東京支部長
坂　本　　雅　彦
（公 印 省 略）

育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の創設について（通知）

平素より当組合の共済事務に御理解・御協力いただきありがとうございます。
このたび、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布（令和６年６月１２日）により、地方公務員等共済組合法の一部が改正されましたので、以下のとおりお知らせします。
各所属所におかれましては、組合員への周知、特に現在、育児休業中及び今後育児休業・育児短時間勤務等を取得予定の組合員には遺漏なく、速やかな周知がなされますよう、御協力及び御配慮をお願いいたします。

記

１　育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の創設について
（１）育児休業支援手当金
令和７年４月１日以降に育児休業を開始する組合員が一定の要件（一定期間内（男性は子の出生後８週間以内、女性は産後休業後８週間以内）に、原則として、両親ともに通算１４日以上育児休業をした場合等）を満たす場合に、対象期間のうち最大２８日間、育児休業手当金に加えて、育児休業支援手当金を支給します（支給額：標準報酬日額の１３％相当）。

（２）育児時短勤務手当金
令和７年４月１日以降に２歳未満の子を養育するために育児短時間勤務を開始する組合員が一定の要件（支給対象月における報酬の額が支給限度額未満であること等）を満たす場合に、育児時短勤務手当金を支給します（支給額：支給対象月に支払われた報酬の額のうち最大で１０％）。

２　施行日
令和７年４月１日

３　留意事項
支給要件の詳細や請求方法については、判明し次第、所属所宛に通知し、ホームページ、広報誌等に掲載する予定です。
なお、今回通知した新たな手当金については、育児休業又は育児時短勤務を行った実績に基づき、最短で翌月に支払うことになるため、請求書の提出の締切日は、早くとも令和７年５月９日（金）となる見込みです。

【 問合せ先 】
公立学校共済組合東京支部
給付貸付課　短期給付担当　篠原
電話 03 5320 6827